リース会計の論理と現行基準の問題点

加藤久明

関西大学大学院会計研究科・准教授

hisakato@ipcku.kansai-u.ac.jp

要　約

伝統的に，リースは，その法的形式に従って賃貸借処理されてきた。これに対して，現在のリース会計基準では，法的形式よりも経済的実質を優先してリースの会計処理を行うように規定している。その一方で，IASB は，概念フレームワークに基づいて国際リース会計基準（IAS17）を見直す作業を進めている。経済的実質によるリース会計も，概念フレームワークによるリース会計も，リースのオンバランス化を基本とすることに変わりはないが，オンバランス化の対象となるリースとその金額は異なりうる。

経済的実質によるリース会計は，リスク経済価値アプローチに立脚するものであり，リースを物件の売買として処理するものである。その場合，フルペイアウト要件の充足がオンバランス化の前提となるから，オンバランス化の金額は物件の購入価額に相当することが予定されている。これに対して，概念フレームワークによるリース会計は，構成要素アプローチに立脚するものであり，リースを使用権の売買として処理するものである。その場合，フルペイアウト要件の充足はオンバランス化の前提とならず，また，使用権は所有権の一部であるから，オンバランス化の金額は物件の購入価額の一部でよいことになる。そのため，オンバランス化の対象となるリースは前者よりも後者の方が多く，逆に，オンバランス化の金額は前者よりも後者の方が少なくなる。

リースは物件それ自体を売買するものではなく，使用による経済性を追及するものであるから，その取引実態に即して会計的表現を行うとすれば，リースは使用権の売買として処理するのが適当であろう。そうであるとすれば，現行基準の処理方法は，リース資産・負債を過大に評価している可能性がある。原初認識におけるこの問題は，その後の費用の配分にも影響を与えるから，営業費用（減価償却費）と金融費用（支払利息）の区別という問題にまで発展する。

また，実務上の問題点として，現行基準の 75%ルール（耐用年数規準）と 90%ルール（現在価値規準）は，所定の割合を超えるか否かによってリスクと経済価値が全部移転するか否かを判定するものであるが，ごく僅かの差でオン・オフの処理が変わってしまうことから，いわゆる基準回避行動の温床になっているとの指摘がある。概念フレームワークによるリース会計は，これらの問題を解決しうるものとして注目される。

キーワード：所有権，使用権，リスク経済価値アプローチ，構成要素アプローチ